

坂東市まちなか交流センターに関するサウンディング型市場調査 実施要領

1 実施の目的

坂東市では、市が所有する坂東市まちなか交流センターの有効的な利活用について検討を進めています。

本調査は、坂東市まちなか交流センターの様々な利活用の可能性について、企画・運営能力等を有する民間事業者等から広く意見や提案を求め、参加者との対話を通じて対象市有財産の市場性や活用アイデアを把握するとともに、地域課題解決に向けた事業の実現可能性や事業主体の公募等に向けた検討及び実施に役立てることを目的とします。

<サウンディング型市場調査とは>

市有財産等の活用検討の早い段階で、民間事業者の皆様から広くご意見・ご提案（＝民間と行政の対話）をいただくことで、市有財産等の市場性や活用可能性を把握するために行う調査のことです。行政内部だけで活用方法や事業実施主体の公募条件等を設定するのではなく、本調査を通じて民間事業者等の意向も積極的に取り入れることで、広く地域に貢献し持続性のある事業の実施等を目指します。

2 対象市有財産

名 称	所 在 地
坂東市まちなか交流センター	坂東市岩井 3292 番地 8

※詳細については、別紙「財産説明書」をご参照ください。

3 スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和 5 年 08 月 31 日 (木)
質問事項の受付(随時回答)	同 年 08 月 31 日 (木) ~09 月 29 日 (金)
現地見学の受付	同 年 08 月 31 日 (木) ~09 月 15 日 (金)
現地見学の実施	同 年 09 月 19 日 (火) ~09 月 29 日 (金)
参加申込の受付	同 年 10 月 02 日 (月) ~10 月 06 日 (金)
サウンディングの実施	同 年 10 月 10 日 (火) ~10 月 13 日 (金)
実施結果概要の公表	同 年 10 月下旬

4 サウンディングの内容

(1) 対象者

対象者は、提案事業の実施主体となる意向を有する民間事業者等の法人又は法人のグループ（以下、「参加者」という。）とします。

ただし、次のア～オのいずれかに該当する場合を除きます。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている者。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者。

エ 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としている者。

オ 坂東市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 20 号)第 2 条第 1 号に掲げる団体又は同条第 2 号及び第 3 号に掲げるものの統制下にある団体。

(2) 対話の項目

次の項目等について、1 参加者あたり 30~60 分を目安に、ご意見・ご提案を伺います。

- ① 事業内容（業種、事業コンセプト、運営方法等）
- ② 対象市有財産の取扱い（購入、賃貸借、解体等）
- ③ 実施スケジュール（準備期間、実施期間等）

④ その他（市に期待する事項、求める役割等）

<補足>

- 知的財産に係る内容を含むため、対話は個別に実施します。
- 対象市有財産の一部を活用した提案でも結構です。
- 現時点で、市で管理及び運営することは想定していません。
- 本調査は、提案内容を審査等するものではなく、民間事業者との対話を通して、市有財産のより良い活用方法を探るために行うものです。
- 今後、事業者公募が実施された場合に、対話（サウンディング）参加事業者が優位になるものではありません。

5 サウンディングに関する手続き

（1）質問事項の受付

財産の詳細な情報等に関する質問がある場合は、「【様式1】質問書」に質問事項等を記入し、下記7の宛先まで電子メールでご提出ください。

質問者には電子メールにより回答するとともに、坂東市ホームページにて、質問内容及び回答を随時公表（質問者名等は非公表）します。

- 質問事項の受付： 令和5年08月31日（木）～09月29日（金）
- 質問事項への回答： 随時 ※数日掛かる場合があります。

（2）現地見学の受付・実施

現地見学を希望する場合は、「【様式2】現地見学申込書」に必要事項を記入し、下記7の宛先まで電子メールでご提出ください。見学希望者には、見学日時等について個別にご連絡します。

- 見学申込書の受付： 令和5年08月31日（木）～09月15日（金）
 - 現地見学の実施： 令和5年09月19日（火）～09月29日（金）
- ※閉庁日を除きます。

（3）サウンディング参加申込み受付・実施

サウンディングへの参加を希望する場合は、「【様式3】エントリーシ

ート」に必要事項を記入し、下記7の宛先まで電子メールでご提出ください。また、別途説明資料等があれば、あわせてご提出ください（電子メールでの提出が困難な場合は、郵送等でご提出いただいても結構です。）。

参加申込者には、実施日時及び場所等について個別にご連絡します。

○ エントリーシートの受付：令和5年10月02日（月）～10月06日（金）

○ サウンディングの実施：令和5年10月10日（火）～10月13日（金）

（4）実施結果の公表

実施結果の概要については、参加者の名称等を非公表とし、令和5年10月下旬を目途に、坂東市ホームページにて公表します。

なお、公表にあたっては、参加者の知的財産等に配慮し、事前に参加者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

- （1）サウンディング参加に要する費用（交通費、資料作成費等）は、参加者の負担となりますのでご了承ください。
- （2）提出された資料は、返却しませんのでご注意ください。
- （3）本調査実施後、調査結果を参考に、対象市有財産の活用方針や活用事業の実施に向けた事業者の公募等について検討を行う予定です。

7 問い合わせ、書類提出先

坂東市役所産業経済部商工観光課 観光交流係

〒306-0692 茨城県坂東市岩井 4365 番地

TEL：0297-20-8666（直通）

E-mail：syouko@city.bando.ibaraki.jp